

# 市民会議報告

令和4年度第2回



【令和4年度副会長】

岡村 英郎 (54期) Hideo Okamura

中村 新造 (58期) Shinzo Nakamura

2022年12月22日、当年度第2回市民会議が開催されました。市民会議の委員8名(そのうち2名はウェブ出席)にご出席いただき、貴重な意見をいただきました。今回のテーマは、①市民の司法アクセス向上(気軽に法律相談を利用してもらうために)、②刑事再審法の課題、の2つでした。

## 1 市民の司法アクセス向上について

議題1では、市民の司法アクセス向上について議論しました。まず担当副会長の中村新造から現状の法律相談事業の概要を報告した後、委員から気軽に法律相談を利用してもらうための方策について意見をいただきました。

### 【当会からの報告】

- 「法律相談」とは本来、相談者にとっては深刻なものなので、なかなか「気軽に」とはいかないと思うが、例えば、病気の場合に、倒れてしまってから救急車で運ばれるのではなく、ちよ

と体調がおかしいかな?と思ったら受診するようなイメージで、困ったことが起こったらなるべく早く法律相談に来てほしいという意味でこのようなサブタイトルにした。

- 弁護士会が運営している法律相談センターを紹介した。具体的には、①新宿、霞が関、蒲田、四谷、立川などに法律相談センターが設置されていること、②法律相談料は有料と無料の双方の場合があること、③テレフォンガイドや出張相談があること、④交通事故、子どもの人権、高齢者・障がい者問題などの専門相談があること、⑤SNSやWEB相談も一部実施していること、⑥実際のWEB予約のしかた(当会HP、法律相談センターHP、弁護士アポ)等についてスライドを用いて紹介した。

### 【委員の意見・感想】

- 30分で5000円を支払うということは、市民にとってハードルが高い。面識もない弁護士に話をして30分で本当に解決するのかが分からないと相談する気になれないのではないか。一般市民からすると、「結局、30分5000円で何をしてもらえるの?」という気持ちになるだろう。
- 実際に法律相談センターに足を運ばなければならないことが、市民にとってはハードルが高いので、インターネット相談を活用してほしい。インターネット相談で即時に回答がもらえるのが便利。
- 最近の若い人は電話料金を支払うことにも抵抗があるので、電話相談よりもインターネット相談の方が相談しやすい。
- どのような弁護士に、どのようなアドバイスをもらえるのかという事前情報が豊富に分かっていると相談しやすい。
- 一般市民は弁護士に相談したことがないので、法律相談に関する細かな部分(例えば、少しでも時間延長したらお金はかかるのか等)についての説明がないと不安。FAQをもっと充実させてはどうか。
- 当会のHPで法律相談の予約にたどり着くま

が大変。トップページの最上部に予約フォームを置くべき。

- 一般市民としては、自分の抱えている問題が何の分野か分からないことが多いので、どこかの法律相談に行けばよいかを入口の段階で、AI診断のようなもので教えてくれると便利ではないか。
- 弁護士に相談してよかったと思えるようなエピソードやケーススタディが豊富に紹介されていると相談しようという気になるのではないか。

## 2 刑事再審法の課題について

### 【当会からの報告】

続いて、刑事再審法の課題について、刑事再審で無罪となった事案と課題を紹介した上で、これに対する近時の弁護士会の取り組み等を報告し、特に再審に関する市民の関心について、委員の皆様から意見や感想をいただきました。

- ①死刑が確定した者について再審無罪となった冤罪事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）がある。いずれの事案においても誤った自白がされている。また、再審無罪となるまでに死刑確定から24～31年が経過しており、若者だった被告人が人生を奪われることになった。
- ②平成期においても再審無罪となる冤罪事件（足利事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、湖東事件）が発生した。3事件において誤った自白がされ、2事件については事件性がないことが再審で判明した。
- ③戦後から現在までの再審事件の傾向として、氷河期・雪解け期・冬の時代などと評されており、春を迎えたことはない。他方、一定の再審無罪事例が見られ、担当する裁判官等の違いが再審事件の処理に影響を与える「再審格差」が問題となっている。再審法の規定はほぼ100年前の規定のままなので、特に、証拠開示制度の整備、検察官の不服申立ての禁止について、法改正の必要性が高まっている。

- ④マスコミにおいて、2020年4月以降だけでも多くの社説で刑事再審が取り上げられており、日弁連でも1960年代から法改正を求める決議をするなど長年にわたり再審問題に取り組んでいる。当会及び東京三会でも近く再審に係る研修やシンポジウムを開催する。

### 【委員の感想・意見】

- ドイツでは最近、誤判の原因について実証的な研究が行われるようになってきている。アメリカでも再審について非常にある意味ブームになっているようである。弁護士会として、こういった他国の動向・実態を調査してはどうか。
- 市民に再審法改正の必要性を理解してもらうには、弁護士会が考えているような改正がされることによって、市民にとってどれだけよいことなのかを説明し、市民との距離間を埋めていくことが大事だと思う。
- マスコミの報道も含め、高齢であったり、亡くなられたりといったことがあって難しいかもしれないが、当事者・関係者の声というのが、何よりもよく伝わると思う。
- 事前に資料を拝見したときには再審格差という言葉の意味がよく分からなかったけれども、裁判所の裁量に委ねられていて、ボトルネックが担当裁判官のやる気次第になっているというのは、本当に大きな問題だと思う。

## 3 まとめ

今回の2つのテーマは、内容こそ異なりますが、市民に情報をどう発信し、それが市民にどう届くか、どう受け取られるかが課題といった点では共通するものでした。会議後に、弁護士会の広報は、文書作成が得意な人が、論理的・段階的に作っている印象だといったご指摘もいただきました。市民に伝わる・刺さる広報にするにはどうすればよいかについて、今後も考えていかなければならない問題だと感じました。

